

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者（地域包括支援センター）の概要

事業者名	金沢市地域包括支援センターかすが		
所在地	石川県金沢市山の上町1番26号（ハイロードビル2階）		
介護保険事業者番号	1700100033	連絡先	076-253-4165
運営法人および代表者	医療法人社団仁智会 理事長 北中 勇	事業者の管理者	足立 智子
サービス提供地域	金沢市の浅野地区、森山地区、夕日寺地区		

2 事業者（地域包括支援センター）の業務日及び業務時間

業務日	毎週月曜日から土曜日（暦上の祝日を含む）
休業日	日曜日及び12月30日～1月3日の年末年始
業務時間	午前8時30分から午後5時15分

3 事業者（地域包括支援センター）の職員体制

管理者	1人（ただし下記に挙げる職員との兼務可能）
職種と員数	保健師又は看護師1人、主任介護支援専門員1人、社会福祉士1人以上、介護支援専門員1人以上

4 利用者負担

利用料	【介護予防支援】 介護予防サービス計画作成にかかる費用（介護保険報酬告示上の額）は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納により被保険者証に支払方法変更の記載がある場合は、一旦事業者にお支払下さい。この場合事業者は介護予防支援提供証明書を発行しますので、この証明書と領収証を市役所に申請することで払い戻しされることがあります。
	【介護予防ケアマネジメント】 介護予防ケアマネジメント作成にかかる費用（金沢市が要綱により定める額）は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。
その他の費用	事業者の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、サービス提供地域外への訪問や出張する際には、その交通費等の実費について支払いが必要となる場合があります。

5 サービス方針等

1 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス事業者、生活支援に関係する機関、住民の自発的活動によるサービス等から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。
--

- 2 サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業の運営に当たっては、市町村、保健医療機関、認知症地域支援推進員、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、その他契約書第1条に資する多様な社会資源との連携に努めるものとする。

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの主な内容

申し込みからサービス提供までの流れ	主な内容
1. 利用申込みの受付	介護認定審査会において要支援認定を受けた者または基本チェックリストに該当した利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明し、同意を得た上で、介護予防サービス計画作成依頼届出書または介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市に提出します。
2. 契約の締結	利用申込者と契約を締結します。
3. アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況、生活環境や社会参加（利用者の家族に関する事項を含む）等のアセスメントを行います。
4. 介護予防サービス・支援計画書原案の作成	アセスメント結果を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス・支援計画書案またはケアマネジメント記録等計画表を作成します。
5. サービス担当学会議の開催	サービス担当学会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画書原案について専門的な意見を聴取します。
6. 介護予防サービス・支援計画書の交付	利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書またはケアマネジメント結果等記録表を利用者又は家族に交付します。
7. サービスの提供	介護予防サービス事業者及び第1号訪問（通所）事業者に対し、介護予防サービス・支援計画書に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整を行います。
8. モニタリング	少なくとも3月に1回は利用者宅を訪問して面接し、計画の実施状況の把握を行います。それ以外の月は電話等で利用者と接触し、実施状況を把握。当該サービス事業者からも月1回聴取します。
9. 評価	計画の達成状況に応じて随時評価を行います。
10. 介護報酬の請求	介護保険サービス利用実績を確認し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

7 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や体調急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、速やかに利用者の家族、主治医、緊急機関等への連絡を行います。

医 療 機 関 等	医 療 機 関 名： 主治医等の氏名：
緊 急 連 絡 先	氏 名： 続 柄： 連絡先：

8 相談窓口、苦情窓口

担 当 者 氏 名	足 立 智 子
連 絡 先	電話：０７６－２５３－４１６５ F A X：０７６－２５３－４１７０
対 応 時 間	電話の場合：原則として年末年始ならびに国民の祝日を除く月曜から金曜の 午前８時３０分から午後５時１５分 F A Xの場合：いつでも構いません。ただし対応は上記に準じます。

公的機関でも次において苦情申出等ができます。

金 沢 市 福 祉 健 康 局 介 護 保 険 課	所 在 地：金沢市広坂１丁目１番１号 電話番号：０７６－２２０－２２６４ F A X番号：０７６－２２０－２５５９ 対応時間：午前９時～午後５時４５分（土日祝日、１２月２９日～１月３日を除く）
石川県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情１１０番）	所 在 地：金沢市幸町１２番１号 石川県幸町庁舎 電話番号：０７６－２３１－１１１０ F A X番号：０７６－２３１－１６０１ 対応時間：午前９時～午後５時００分（土日祝日、１２月２９日～１月３日を除く）
石川県福祉サービス運営適正化委員会	所 在 地：金沢市本多町３丁目１番１０号 社会福祉法人石川県社会福祉協議会内 電話番号：０７６－２３４－２５５６ F A X番号：０７６－２３４－２５５８ 対応時間：午前９時～午後５時００分（土日祝日、１２月２９日～１月３日を除く）

※石川県国民健康保険団体連合会及び石川県福祉サービス適正化委員会は、介護予防支援に関する苦情のみ対応となります。

9 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます。

- (1) 虐待防止責任者を選任しています。
- (2) 虐待防止のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底しています。
- (3) 職員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (5) 虐待防止等のための指針を整備しています。

10（感染症の予防及びまん延防止）

事業者は、感染症の発生とまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催（6 か月に 1 回以上）するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11（業務継続計画）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業者は、職員に対し、当該計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施します。

(2) 事業者は、定期的に当該計画を見直しと、必要に応じた変更を行います。

12 居宅介護支援事業者への委託

本業務を居宅介護支援事業者に委託する場合、事業者は委託承諾書を作成し、利用者、事業者、受託居宅介護支援事業者が各 1 通ずつ保有するものとします。